

市有財産一時貸付
(広告入り周辺案内板)
一般競争入札案内書

千葉県八街市

この案内書には、入札の参加方法や入札物件についての案内等を掲載していますので、内容を熟読のうえ、入札にご参加ください。

なお、入札物件については入札の前に現地及び関係する諸規制を、必ずご自身で確認するようにしてください。

<開札までのスケジュール>

| | |
|-------------|---|
| 入札公告 | 令和7年1月17日（金） |
| 入札案内書配信期間 | 令和7年1月17日（金）から令和7年2月17日（月）まで |
| 入札参加申込書受付期間 | 令和7年1月17日（金）から令和7年1月31日（金）まで ※持参による提出の場合、受付時間は閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分までとします。 ※郵送の場合は、期日の午後5時15分必着とします。 |
| 質問受付期間 | 令和7年1月17日（金）から令和7年1月24日（金）まで |
| 質問に対する回答日 | 令和7年1月28日（火） |
| 入札期間 | 令和7年1月29日（水）から令和7年2月12日（水） |
| 開札日 | 令和7年2月17日（月） 9：00～ |

<問い合わせ先>

・物件について

八街市総務部財政課（資産経営係）

電話番号 043-443-1117

F A X 043-444-0815

<入札案内>

ページ

◆市有財産一時貸付一般競争入札について

| | | |
|----|-----------------|------|
| 1 | 入札物件 | 4 |
| 2 | 一般競争入札参加資格 | 4 |
| 3 | 契約上の主な条件 | 4, 5 |
| 4 | 入札事前手続き | 5, 6 |
| 5 | 入札保証金 | 6 |
| 6 | 入札の無効 | 6 |
| 7 | 入札 | 6, 7 |
| 8 | 落札者の決定 | 7 |
| 9 | 契約の締結等 | 7 |
| 10 | 契約保証金 | 7 |
| 11 | 貸付料について | 7 |
| 12 | 広告入り周辺案内板に係る電気料 | 7 |
| 13 | 入札結果の公表 | 7 |

市有財産一時貸付一般競争入札について

八街市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号に基づき、市有財産の有効活用を推進しています。本件貸付は、「広告入り周辺案内板」の設置及び運営ができる事業者（借受人）を一般競争入札により決定し、借受人との間に八街市施設内広告入り周辺案内板設置場所の一時貸付契約を締結することにより市有地及び施設の効用を高め、市民の方々などへの利便性を図ることを趣旨として実施します。

1 入札物件（一時貸付物件）

| 財産名称 | 貸付場所 | 所在地 | 貸付面積 | 備考 |
|-------|-------------|--------------|-------|----|
| 八街市役所 | 第1庁舎1階(ロビー) | 八街市八街ほ35番地29 | 2.16㎡ | |

2 一般競争入札参加資格

一般競争入札参加資格は、入札公告（市有財産一時貸付にかかる一般競争入札について）の「2一般競争入札参加資格」に定めるとおりとします。

3 契約上の主な条件

(1) 貸付契約の内容

本件一時貸付契約は、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付（賃貸借契約）です。

(2) 貸付期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

(3) 一時貸付物件の用途等

一時貸付物件は、「広告入り周辺案内板設置運営事業」の用途（以下「指定用途」という。）に供するものとします。また、広告入り周辺案内板の設置・運営に伴う工事費用、光熱費等の費用は借受人の負担とします。

(4) 禁止事項

- ①一時貸付物件を指定用途以外の用途で使用することはできません。
- ②一時貸付物件に建物を建築すること、又は工作物を設置することはできません。（市有地又は施設管理者（以下「財産管理者」という。）が電気の供給のために工作物の設置の必要があると認める場合を除く。）
- ③一時貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすることはできません。
- ④本件貸借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定することはできません。

(5) 資料の提出等

八街市が、債権の保全上必要があると認めるとき、又は第三者に一時貸付物件を転貸している疑いがある場合等において確認の必要があると認めるときは、八街市は借受人に対してその参考となるべき資料の提出又は報告を求めることができるものとします。この場合、借受人は必ず八街市に協力しなければなりません。

(6) 一時貸付物件の引渡し及び返還

一時貸付物件は、貸付期日の初日に現況有姿の状態を引き渡します。

返還は、引渡し時点と同じ状態の原状に回復して行わなければなりません。ただし、貸付期間の満了前に、次の貸付期間にも引き続き同じ一時貸付物件を使用することができることが明らかになったときは、当該一時貸付物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができます。

(7) 広告入り周辺案内板の設置については、次のとおりとしてください。

- ①市庁舎の開庁時間には利用可能な状態で設置されていること。また、閉庁時間には、電源が切れている状態にすること。
- ②貸付期間の開始後、市有地又は財産管理者の指示に従い速やかに指定の位置に広告入り周辺案内板を設置し、設置後は、その完了した旨を当該財産管理者に報告すること。
- ③広告入り周辺案内板の設置にあたっては、施設の躯体に負担のかからない方法により、転倒防止などの安全に十分に配慮すること。
- ④電気工事を必要とするときは財産管理者の指示に従って行い、工事完了後は、その旨を直ちに財産管理者に報告し、検査を受けること。
- ⑤借受人は、広告入り周辺案内板に使用電力計測用の電子子メーターを設置すること。
- ⑥上記②の報告後、財産管理者が確認を行い、財産管理上支障があると認められる場合には、指示に従い速やかに是正すること。

(8) 広告入り周辺案内板の管理については、次のとおりとしてください。

- ①庁舎案内図及び施設案内図の表示内容が変更になった場合には、速やかに修正すること。
なお、修正にかかる費用については、借受人が負担すること。
- ②広告の変更及び追加がある場合には、財産管理者と協議し、必要に応じて広告審査会の承認を得ること。
- ③機器の保守管理は、借受人の責任において行うこと。

(9) 広告入り周辺案内板についての詳細な仕様については、仕様書をご確認ください。

4 入札事前手続き

申込にあたっては、本入札案内書を熟読し、契約の条件、現地の状況等をご自身で確認の上、お申し込みください。

※本入札に関する質問は、本市様式「質問用紙」で令和7年1月24日（金）までにFAXにより申し込みください。

（送信先 八街市役所総務部財政課 FAX 043-444-0815）

質問に対する回答は令和7年1月28日（火）八街市ホームページに掲載します。

(1) 案件名

市有財産一時貸付（広告入り周辺案内板）

(2) 入札参加申込書等受付期間

- ①期 間 令和7年1月17日（金）から令和7年1月31日（金）まで
（持参の場合は、閉庁日を除く）
- ②時 間 午前8時30分から午後5時15分まで
- ③提出先 八街市総務部財政課契約検査係
（〒289-1192 八街市八街ほ35番地29）

(3) 提出方法

下記書類を、受付期間中に財政課契約検査係まで郵送（令和7年1月31日（金）午後5時15分必着）又は持参にて提出してください。

＜提出にあたって＞

提出書類は必要事項を記入した「一時貸付物件一般競争入札参加申込書等封筒」に封入してご提出ください。

封筒の記入事項については市有財産一時貸付一般競争入札参加申込書等封筒記載例をご確認ください。

※提出書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

※八街市が必要と判断した場合には、下記の他に追加資料を提出していただくことがあります。

(4) 提出書類

①入札参加申込書（市指定様式）

必要事項を記載し、印鑑証明書に登録された印を押印してください。

※法人で営業所に委任される場合は、代理人使用印となります。

※入札参加申込書の記載例を十分に確認し作成すること。

②印鑑証明書（法人については、代表者の印鑑証明書）

③証明書類

○法人の場合

（ア）商業登記簿（履歴事項全部証明書）

（イ）国税の納税証明書（その3の3）

（ウ）県内に本店及び営業所を有する者については、千葉県税の完納証明書（納税証明証その2）を提出してください。

○個人の場合

（ア）住民票

（イ）国税の納税証明書（その3の2）

（ウ）千葉県税の完納証明書（納税証明証その2）

※提出書類のうち、「登記事項証明書（写し可）」「印鑑証明書（原本）」「納税証明書（原本）」「住民票（原本）」はいずれも発行後3か月以内のものを1部提出してください。

④本公告の日から過去10年以内に自らが管理及び運営する広告入り周辺案内板を設置した実績を証明する書類（使用許可書、契約書等の写し）を提出すること。

⑤委任状

契約に関する事項を営業所等に委任している場合

(5) 受付

上記(4)の書類が整っている場合で、持参された方には、直ちに入札参加申込書に市の受付印を押印したものの写しをお渡しし、郵送の場合は、受付後速やかに、提出された同申込書記載の住所に写しを返送します。

5 入札保証金

入札保証金は免除とします。

6 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札事前手続きの提出書類に不備があった方の入札
- (2) 入札に参加する資格のない方の入札
- (3) 入札に関し、不正行為があった場合の入札
- (4) 予定価格（最低貸付料）に達しない貸付料で入札した方の入札
- (5) 入札者が連合した入札書
- (6) 記名押印、金額その他記載事項が明らかでない入札書
- (7) その他指定した以外の方法により入札した場合

7 入札

(1) 入札期間（郵送のみとし、持参は不可とします。）

令和7年1月29日（水） 8時30分から

令和7年2月12日（水） 17時15分まで

(2) 開札日時・場所

- 日 時 令和7年2月17日(月) 9時から
- 場 所 第1会議室(市役所第1庁舎3階)

<提出にあたって>

※封筒の記入事項については入札書提出用封筒記載例を十分に確認し作成すること。封筒は、2重封筒とすること。

※入札書に記載する金額は1年間の貸付料の金額(消費税及び地方消費税に相当する額を含む金額)を記載してください。

なお、予定価格(最低貸付料)には消費税及び地方消費税に相当する額は含んでおります。

8 落札者の決定

(1) 落札者の決定

落札者の決定は、予定価格(最低貸付料)以上で最高の価格をもって入札した方を落札者として決定します。

(2) 複数の同価格者がいる場合

落札者となるべき同価格の入札者が2人以上いる場合は、当該入札をした方のくじ引きにより落札者を決定します。

なお、再度の入札は行いません。

(3) 落札額及び契約金額の決定

その入札書に記載された価格(年額の貸付料)をもって落札額とします。

(4) 入札に参加する者が1人の場合でも、原則として入札を執行します。

(5) 落札者決定後、財政課より別途連絡をし、契約に関する打ち合わせ、来庁日等の指定を行います。

9 契約の締結等

落札者は、落札決定の日から**7日以内**に八街市と市有財産一時貸付契約を締結していただきます。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この期間を延長することができます。

10 契約保証金

契約保証金は免除とします。

11 貸付料について

各年度分の貸付料を貸付人の指定する期日までに八街市が発行する納入通知書により納入してください。ただし、納入の期日の日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日を納入の期限の日とします。

12 広告入り周辺案内板に係る電気料金について

八街市は、広告入り周辺案内板に係る電気料金について、各年度の合計電気料金を翌年度初めに借受人に一括請求するものとします。借受人は、この電気料金を八街市が発行する納入通知書により期限内に納入してください。

13 入札結果の公表

入札結果については、その内容(物件所在地、落札金額、相手方)を公表します。